

# 入札心得書

(趣旨)

第1条 この心得は、工事又は製造の請負、設計、測量等の委託、物件の買入れその他の契約の締結について、豊橋市（以下「市」という。）が行う競争入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）が守らなければならない事項を定めるものです。

(指名の取消し)

第2条 入札参加者は、次の各号の一に該当する者となった場合は、直ちに届出なければいけません。

- (1) 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
  - (2) 破産者で復権を得ない者
  - (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者
- 2 前項各号に該当した者に対して行った入札参加者の指名は、特別の理由がある場合のほか、これを取り消します。

第3条 入札参加者が、次の各号の一に該当する者となった場合又はこれに該当する者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用した場合は、当該指名を取り消すことがあります。

- (1) 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- (2) 競争入札において、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
- (3) 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- (4) 地方自治法第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり、市職員の職務の執行を妨げた者
- (5) 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- (6) 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

第4条 入札参加者の経営、資産、信用の状況の変動により、契約の履行がなされないおそれがあると認められる事態が発生したとき、又は契約の相手方として不適当と認められる事態が発生したときは、当該指名を取り消すことがあります。

(入札保証金)

第5条 入札に参加しようとする者は、見積る契約金額の100分の2以上の入札保証金を納付しなければいけません。ただし、次の各号の一に該当する場合は、その全部又は一部の納付を不要とします。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 指名競争入札通知書又は一般競争入札公告において、入札保証金の全部又は一部の納付を要しないものとされたとき。

(入札の基本的事項)

第6条 入札参加者は、市から指示された設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）その他契約締結に必要な条件を検討の上、入札してください。

2 設計図書に誤記又は脱落があった場合において、当該誤記又は脱落が設計図書の相互の関係により明白であるときは、落札者は、その誤記又は脱落を理由として契約の締結を拒み、又は契約金額の増額を請求することができません。

3 第1項の入札は、総価により行ってください。ただし、単価によるべきことを指示した場合には、その指示したところによります。

(公正な入札の確保)

第7条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってははいけません。

(入札の方法)

第8条 入札参加者は、指定した日時及び場所に出席してください（電子入札案件の場合を除く。）。

2 入札参加者は、豊橋市契約規則施行要綱様式第10による入札書に必要な事項を記載し、記名押印（入札参加者本人の印に限る。第13条第7号において同じ。）し、指示された場所に提出してください（電子入札案件の場合を除く。）。

3 郵便による入札は認めません。ただし、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）に定める「欧州連合等の供給者」については、この限りではありません。

(入札の辞退)

第9条 指名を受けた者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 指名を受けた者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号により申し出てください。

- (1) 入札執行前にあっては、指名通知後なるべく早い時期に入札辞退届を契約担当者に直接持参し、又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）して行ってください。
- (2) 入札執行中にあっては、その旨を明記した入札書を、入札を執行する者に提出して行ってください。

(3) 電子入札案件にあっては、入札締切日時までに、辞退届の送信を行ってください。

3 前項の方法により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではありません。

(入札書の書替え等の禁止)

第10条 入札者は、その提出した入札書の書替え、引換え又は撤回をすることができません。

(入札又は開札の中止)

第11条 天災、地変その他やむを得ない事由が生じたときは、入札又は開札の執行を中止することがあります。

(開札)

第12条 開札は、入札の場所において、入札の終了後直ちに入札者を立ち会わせて行います。

2 前項の場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない市職員を立ち会わせて行います(電子入札案件の場合を除く。)

(入札の無効)

第13条 次の各号の一に該当する入札は、無効とします。

(1) 入札参加者の資格を有しない者のした入札

(2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない者のした入札

(3) 所定の日時までに所定の場所に到着しない入札

(4) 入札に際して連合等による不正行為があった入札

(5) 同一事項の入札に対し2以上の意思表示をした入札

(6) 他人の代理を兼ね又は2以上の代理をした者の入札

(7) 記名のない入札(電子入札案件の場合を除く。)

(8) 入札書の記載事項が確認できない入札(電子入札案件の場合を除く。)

(9) 入札書の金額の表示を改ざんし、又は訂正した入札(電子入札案件の場合を除く。)

(10) その他契約担当者があらかじめ指示した事項に違反した入札

(落札者の決定)

第14条 予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。ただし、工事又は製造の請負の契約を締結しようとする場合において、あらかじめ最低制限価格を設けたときは、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とします。

2 前項の場合において、入札に関し不正が行われた疑いがあると認められるときその他必要があると認められるときは、落札者の決定を保留することがあります。

(再度入札)

第15条 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格の入札がないとき(前条第1項の規定により最低制限価格を設けた場合)にあっては、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格の入札がないときは、直ちに、再度の入札をすることができます。

2 次の各号のいずれかに該当する入札をした者は、再度入札に参加することはできません。

(1) 第13条第1号から第6号の規定に該当する入札

(2) 前条ただし書の規定による最低制限価格を下回った入札

(くじによる落札者の決定)

第16条 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定します(電子入札案件の場合は電子くじによる。)

2 前項の場合において、当該入札者のうちくじを引かない者がいるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない市職員にくじを引かせるものとします。

(落札の通知)

第17条 開札をした場合において、落札者があるときは、その者の氏名(法人の場合は、その名称)及び金額を、落札者がいないときはその旨を、開札に立ち会った入札者に直ちに口頭で知らせます。この場合において、落札者となった者が開札に立ち会わなかったときには、その者に落札者となった旨を通知します。

(契約書の提出)

第18条 落札者は、落札となった旨の通知を受けたときは、遅滞なく契約書(契約書を省略する場合にあっては、請書)に記名押印(落札者本人の印に限る。ただし、請書にあっては、押印を要しません。)のうえ、提出してください。

2 落札者が遅滞なく契約書等を提出しないときは、落札はその効力を失うことがあります。

(契約の確定)

第19条 契約書を作成する契約にあっては、当該契約は、市長が落札者とともに契約書に記名押印(落札者の印は落札者本人の印に限る。)したときに確定します。

(議会の議決を経なければならない契約)

第20条 工事又は製造の請負で議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(昭和39年豊橋市条例第17号)の定めるところにより議会の議決に付すべきものについては、豊橋市議会の議決があった後において、契約を確定します。